

「自然の権利」

基金



vol.75

2016年10月1日

事件報告 天ヶ瀬ダム再開発事業・公金差止訴訟

事件報告 馬毛島訴訟

事件報告 上関「自然の権利」訴訟

いのちはじゅんぐり

期日情報

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

北川湿地に生きた生き物たち

●事務局より

事件報告 天ヶ瀬ダム再開発事業・公金差止訴訟

訴訟は、違法な天ヶ瀬ダム再開発事業（天再事業）に対する京都府の公金支出差止等を請求しており（住民訴訟）、15年1月提訴後8回の弁論・弁論準備手続を経てきています。

1 天再事業は、宇治川・天ヶ瀬ダム（1964年完成）の治水効果向上のためにダム左岸に全長617mの「放水路」を設置し、全体として1,500m³/秒の放水量を確保し、併せて琵琶湖岸の洪水被害防止、京都府営水道の供給量の増加、発電揚水の安定確保を目的としています（総事業費は約430億円、2018年度完成予定）。

2 争点である天再事業の違法性事由は以下のとおりです。

①想定されている治水効果は、現存する河川施設の効率的な操作、運用により実現可能であること、②ダム上流部の琵琶湖・瀬田川からの1,500m³/秒という流量を前提としているが、ダム上流部の鹿跳溪谷の谷幅狭小等のために計画流量が確保できず、事業の有効性が認められないこと、③ダム付近は複数の活断層に接近しており、ダム岩盤は良好ではないこと、④放流路工事中に予測しなかった脆弱層が確認されたこと、⑤ダムの安全管理のための計測装置が不備であること、⑥この③～⑤ゆえにダムの供用には重大な瑕疵があること、⑦事業は、京都府下の水需要を過大視していること、⑧事業は、琵琶湖か

ら淀川河口に及ぶ自然環境・景観等の破壊をもたらすこと。

3 上記のとおり、訴訟では、治水・利水の必要性の有無、事業効果の有無、ダム等の耐震性の確認、河川施設の安全性確保、淀川水系の自然景観・環境の保全いかなが論点となっています。このため、訴訟では、河川工学、防災工学等に関する科学的分析・検討が欠かせません。これまで、原告らは「国土問題研究会」参加の学者・研究者との学習会、意見交換会を重ねつつ訴訟を維持してきましたが、さらに主張・立証が必要です。自然の権利基金及び基金賛同者の皆さまのご支援を引き続きお願い致します。

（文） 弁護士 藤原猛爾



事件報告 馬毛島訴訟

本件は、種子島沖合の馬毛島島内の飛行場開発と馬毛島周辺で発生した漁業被害をめぐり、種子島の漁師が、公害等調整委員会に対し、原因関係（平成23年）と責任関係の（平成26年）、裁定をそれぞれ申請していた事件（相手方はタストンエアポート社）です。

平成27年12月公害等調整委員会の専門家による馬毛島周辺海域現況調査が実施され、平成28年5月31日に結審しました。

9月頃に裁定が出される予定です。

申請人たちは、結審に際し、次のことを訴えました。「公調委の調査では、地形的に①開発行為の影響を受けない地点（D）の砂泥の堆積量及び濁度は有意に低く、開発の影響を受けた地点（A）から地点（C）においては、それらがD地点に比し優位に高かったこと、②D地点においてはサンゴの群落や多くの生物が見られるのに、A地点からC地点においては、サンゴは死滅しており、生物もほとんど見られなかったこと、③滑走路の西端に位置するC地点の濁度が最も高くなったことなどが明らかになった。

このようなA地点からD地点における砂泥の堆積状況や濁度、及び生物の棲息状況の有意な差は、本件開発行為の有無によってしか説明がつかない。

したがって、馬毛島内の開発と周辺海域における砂泥の堆積及び汚濁の間には原因関係が認められ、ひいて

は申請人らの漁業被害との間にも原因関係が認められることは明白である。」

現在、馬毛島の開発行為は、3年以上にわたって停止



した状態です。これは、市民運動にささえられた漁師さんの頑張りの結果だと思えます。

しかし、他方で、近年馬毛島がFCLPの硫黄島の代替候補として浮上し、沖縄県の負担軽減（？）という名目の下で、計画がすすめられています。これまで馬毛島の保護に取り組んできた目からすれば、計画の当否を別としても、違法開発の利益を国が享受するもので、正義に反する許しがたい行為と考えざるを得ません。

馬毛島の正念場はまだまだ続きます。

（文・写真）馬毛島訴訟弁護団 弁護士 菅野庄一

期日情報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

9月2日 13:30～ 口頭弁論

12月2日 13:30～ 口頭弁論

（高レベル裁判、再処理裁判ともに）

【白保 新石垣空港】

・収用裁決取消訴訟（最高裁）

2016年6月10日 上告棄却

・事業認定取消訴訟（東京高等裁判所）

9月28日 13:00～ 口頭弁論

・完成検査合格処分取消訴訟（東京高等裁判所）

3月2日に上告 動きなし

【上関原発】 山口地方裁判所

9月1日 11:30～ 口頭弁論

11月2日 14:00～ 口頭弁論

【シロクマ】

訴訟終了 応援ありがとうございました

【泡瀬干潟】 那覇地方裁判所

11月8日 14:00～ 判決

【路木ダム】 福岡高等裁判所

上告中

【えりもの森】 札幌地裁

9月6日 10:30～ 口頭弁論

【有明】

・小長井・大浦漁業再生（福岡高等裁判所）

3月1日 上告中

・開門阻止（長崎地方裁判所）

9月6日 2陣3陣の弁論終了後 和解協議

・小長井・大浦漁業再生〔第2陣・第3陣〕（長崎地方裁判所）

9月6日 14:00～ 口頭弁論

・請求異議訴訟

9月16日 14:30～ 進行協議

・開門差止仮処分（保全抗告）（福岡高等裁判所）

9月16日 14:30～ 審尋期日

【馬毛島】

原因裁定申請事件（公害等調整委員会）

9月中に裁定が出る予定。9/1現在動きなし

責任裁定申請事件（公害等調整委員会）

9月中に裁定が出る予定。9/1現在動きなし

【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】 京都地方裁判所

9月8日 10:30～ 弁論準備

【亀岡駅北&スタジアム問題】 京都地方裁判所

6月1日 13:30～ スタジアム計画の変更

9月7日 13:30～ スタジアム計画の変更

事件報告 上関「自然の権利」訴訟

上関現地進行協議の報告

本2016年7月28日、「上関・自然の権利訴訟」の現地進行協議が実施されました。1日かけて、中国電力の原発設置予定地とされている室津半島の先端の「田ノ浦」と田ノ浦の沿岸に向かい合うようにして位置するハート型をした「祝島」を視察しました。上関原発関連の訴訟を通じ、裁判官が現地を訪れたのは初めてです。

まず、祝島から視察を行いました。祝島は島の中心部が山状に標高が高く、島の北東側の斜面にひしめき合うようにして集落が存在しています。約400名の住民がいますが、平均年齢は70代後半となっており、年金の他は、漁業・農業で生計を立てています。現地視察では、裁判の原告となっている住民の方に、祝島での生活実態や、田ノ浦に原発が設置されそこで過酷事故が発生した場合に、祝島の住民が避難をすることがいかに困難であるかについて、裁判官の前で、直接お話いただきました。



また、祝島と田ノ浦との距離は、わずか約4キロと至近距離です。視察では、集落より上に位置し山の中腹にある祝島小学校に行き、ここから集落及び対岸の田ノ浦を望み、その距離の近さを感じ取ってもらいました。

そして午後からは、祝島を出発し、田ノ浦湾沖合の船上から視察が行われました。海上では、埋立てや原発の温排水が田ノ浦湾に生息する希少生物や漁業に与える影響の説明を行いました。また実際にまきえ釣り漁や流し釣り漁を見ながらの漁業の説明も行われました。



その後、陸上から田ノ浦を視察し、希少生物の写真パネルを掲げて生態系の説明等を行いました。

現地視察中、裁判官は熱心に話を聞いており、田ノ浦の豊かな自然や、祝島の素晴らしい文化を充分に感じてくれたのではないのでしょうか。また、過酷事故が発生した場合に祝島の住民が避難することがいかに困難であるかも裁判官に感じ取ってもらえたと思います。現地視察を踏まえ、今後は尋問に向けて準備を進めていきます。

これからもご支援の程、どうぞよろしく願いいたします。

(文・写真) 上関「自然の権利」訴訟弁護団
弁護士森田夢見



ジュゴン訴訟カンパのご報告とお礼

今年2月にご報告した“2015年中に集まったジュゴン訴訟カンパ”について、9月初旬ジュゴン訴訟弁護団へ振込をいたしました。実に多くの方から寄付していただき経費を差しひいても、138万円ほどになりました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

上関「自然の権利」訴訟カンパのご報告とお礼

今年6月に上関「自然の権利」訴訟カンパのチラシを同封し、他団体の協力も頂いて、2016年8月末時点で約78万円が集まりました。暑い中、郵便局等へ足をお運びくださりまして、本当にありがとうございました。

連載

命はじゅんぐり ☀

愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。熊本地震のニュースをみて、減災力アップに有機農業が有効であるとしみじみ思い3回シリーズで書いていただきました。

熊本震災に思う 3回シリーズ

② 水を使いながらきれいにする農業

ついでにトイレに関わる話もしておこう。

「尿尿は資源。使って活かす。処理して捨てるはとんでもない。」が私の百姓理念です。洋式の「下水道(トイレ)の文化」に対し、日本の「かわやの文化」こそが持続可能な社会に必要なものと思っている。

福津農園では便所に三区画にした大きなコンクリート槽を設置してある。新しく排便・供給された分だけ、重力で好気 → 嫌気 → 好気の発酵済み液肥が汲み取り槽へ移動する。便は水に流さないポットン式。臭いは7Wの換気扇1つで対処可能。半年以上「野溜」で熟成した液肥と同程度に使い易くなったものを汲んで畑に運び、作物の肥やしにする。農村地域ではどこでも実用可能です。不耕起で野菜を栽培する福津農園では、地表付近に尿液液肥を命の糧にできる微生物や作物、雑草の根が密集している。液肥が畑に施されると我先にと養分を吸収する。少々多めに施しても腐植質や土が汚れ(土の世界では栄養分)を吸着し、やがて生き物に利用される。液肥の栄養分が最終的には農業生産に結果する。液肥が作物の根圏より下へ浸透する時には、地下水として浄化されている。尿液液肥システムは超高機能浄化システムであり、その上に健康な作物を育て、人類の心身の糧としてのおいしい食べ物を供給する。地域の水、物質、命が循環する有機農業は、水を使いながらきれいにする農業です。これは本来あるべき、自然の摂理に適った農業の特質の1つです。こういう農業が普及すれば、震災リスクとしての水やトイレの問題はずいぶん軽減されるでしょう。

(文・写真) 福津農園 松沢政満



施液肥



肥かつぎ



「自然の権利」応援団

環境と健康を考える J&M「ササニシキ」、ベッカライヨナタンさんのシュトーレン、ナキウサギカレンダー 2017 についてのご案内です。

環境と健康を考える J&M
「ササニシキ」



ベッカライヨナタンの
シュトーレン



ナキウサギカレンダー2017



大好評！今年も販売が始まります！

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

バイオマスエネルギーとして利用する材は、地元の間伐材など建築用材として利用価値のないものや、地元の製材所から出る端材や大鋸屑などが理想だ。地域の中で木材が循環し、経済が地域で回る。人の繋がりも増える。戦後植林した木が伐期を迎えているが、木材価格の低迷で山から切り出せない。山の循環が途絶え、山林所有者には山はお荷物でしかない状況が続いている。間伐材も山に切り捨てられる。

木材は建築用材として利用するのが最も適している。一本の木からは柱や桁を取り、柱を取った残りからは、鴨居や敷居などの内法材・長押材などが取れる。それらの外側は、野地板など隠れてしまう所に利用する材を取り出す。木の先の細い方は垂木などに利用できる。一本の木を無駄なく使いきる知恵を我々は持っていた。しかし、現在では規格された住宅が多くなって来たので一本の木の素性を見極めて利用することは、行われぬ。

木を使う側から商品提案を行い木材の需要を高め、木の価値を見直そうと昨年からはじめたのが「木づかい女史倶楽部」だ。山の日記念「21世紀の森まつり」に参加して「マイ箸づくり」のワークショップを行った。エネルギー以外の可能性を探れた1日だった。

(文・写真) みなかみ地域エネルギー推進協議会 河合純男



「21世紀の森まつり」にて「マイ箸づくり」の風景



マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

先日、母子ともども初めて湖で泳ぎました。自宅から車で30分ほど行ったのどかな田園地帯の森の中にある青々とした湖の一角が浴水場になっており、友人の車に同乗して出掛けました。4歳になる息子の凜央は、水が怖く、すすんで水遊びをしたことはありませんでしたが、穏やかな水辺と美しい情景に、胸のところまでの深さもある湖の中でいつのまにかおはしゃぎ。森の木陰で休憩を取りながら、朝から夕方まで、とても楽しい時を過ごしました。

ドイツ連邦環境庁が作成した水浴場の水質データによると、ドイツ国内には、367ヶ所の海岸沿いの水浴場と1925ヶ所の川や湖といった内陸部の水浴場があるそうです。そのうち、湖の数は1893ヶ所。全体の水浴場のうち98%がEU水浴場指令で定められている水質基準を満たしているそうです。私たちが訪れた湖もとても澄んでおり、木々が水面に映る中、多くの方が水浴を楽しんでいました。

私たちがのように車を持たない（乗れない）生活をしていると、泳げる湖までたどり着くのは簡単なことではありませんが、これまでビニールプールにすら入らなかった息子が大きな成長を遂げてくれたこの日の水浴。忘れられない一日になりました。

ドイツ国内の水浴場の地図のアドレス。こちらにアクセスすると各州がまとめた各地の水質判定が表示される。→<http://www.umweltbundesamt.de/themen/wasser/schwimmen-baden/badegewaesser/wasserqualitaet-in-badegewaessern>

(文・写真) 近江まどか



この夏2年ぶりに帰省し磯遊びに出掛け、海には入らず砂遊びをしました。

北川湿地に生きた生き物たち 第3回ハンゲショウ群落と宅地化凍結

場所は神奈川県三浦市三戸、いまは開発により残土処分で埋め立てられ、かつての神奈川県最大規模の湿地は失われました。このコーナーでは、そこに棲んでいた生き物たちにスポットをあてて、なくしたものの大きさを考えたいと思います。



チハンゲショウは、希少種ではありませんが、群落として神奈川県レッドリストに挙げられています。初夏に上部の葉の半分を白くさせるドクダミの仲間、芳香をもつ美しい草本です。ハンゲショウ群落は、明るく開放的な湿地に見られる群落です。北川湿地に生育していた群落の一部は、事業者により隣接のビオトープに移植されましたが、今となってはあの北川湿地の広大なハンゲショウ群落が惜しまれるばかりです。

ところで、北川湿地を埋め立てた京浜急行電鉄（京急）は、2015年度最終連結決算で、設立以来、初めての赤字（30億1100万円）となりました。これに合わせて、三浦市三戸・小網代地区の大規模宅地開発事業を凍結すると発表しました。京急はこの理由を、三浦半島における人口減少や地価の下落などを踏まえたとしています。京急は最初から「宅地化は大変厳しい」といつてきたのですから、急な凍結ではないことは明白です。大義名分を失った湿地の埋め立ては、リニア建設や東京オリンピックに関連する残土のポケットとして、地元には何ら恩恵をもたらさないまま、事業者の利益となりそうです。



ハンゲショウ群落2009年6月17日高桑正敏撮影

(文) 三浦・三戸自然環境保全連絡会 横山一郎

事務局より

秋風の快い季節を迎えました。あっという間に10月ですね。「自然の権利」通信は発行回数が少ないので、今年最後の発送になります。

さて、6月の通信発送以降、たくさんの会員の皆様より本年度会費をご送金いただきました。あわせて寄付をお送りくださった方々にも重ねて御礼申し上げます。払込用紙の通信欄に「上関『自然の権利』訴訟へ!」とか、「原発は…絶対に建てさせてはなりません」と力強い応援メッセージも送っていただき、胸が熱くなりました。

まだ継続がお済でない方には、個別にお願いのご連絡をさせて頂く予定です。お忙しいところ恐縮ですが、ご理解いただけますと幸いです。また本年中に退会の希望をだされた方には、今号が最後の通信になります。これまでのご支援に心より感謝申し上げます。少し早いですが、来年も応援をよろしくお願い申し上げます。



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.75

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennohenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 「自然の権利」基金